（国税通則法の一部改正）

第十三条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ⑵中「又は連結欠損金額」及び「又はその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）」を削り、「若しくは第六項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）又は第八十一条の九第二項（連結欠損金）を「（欠損金）」に改め、「若しくは翌連結事業年度以後の連結事業年度分」、「若しくは連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下同じ。）の金額」及び「若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分」を削り、「所得若しくは連結所得」を「所得」に改める。

第十五条第二項第三号中「（連結所得に対する法人税については、連結事業年度）」を削る。

第十九条第四項第三号ハ中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に改め、「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付）及び」を削る。

第四十六条第六項中「及び第六十三条第五項において同じ。）の規定」を「、第六十三条第五項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）及び第七十一条第一項第四号（国税の更正、決定等の期間制限の特例）において同じ。）の規定」に改める。

第六十五条第三項第二号ロ中「、第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）」を削り、同号ハ中「第二条第十九号」を「第二条第十八号」に改める。

第七十条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項第二号中「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた納税申告書の提出（源泉徴収等による国税の納付を含む。以下この項において同じ。）に伴つて行われることとなる無申告加算税（第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）又は不納付加算税（第六十七条第二項（不納付加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第七十一条第一項中「、前条」を「、同条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　イに掲げる事由が生じた場合において、ロに掲げる事由に基づいてする更正決定等　ロの租税条約等の相手国等に対しロの要請に係る書面が発せられた日から三年間

イ　国税庁、国税局又は税務署の当該職員が納税者にその国税に係る国外取引（非居住者（所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者をいう。イにおいて同じ。）若しくは外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。イにおいて同じ。）との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引又は非居住者若しくは外国法人が提供する場を利用して行われる資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。）又は国外財産（相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）に規定する財産をいう。）に関する書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその提示又は提出がなかつたこと（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

ロ　国税庁長官（その委任を受けた者を含む。）が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等にイの国外取引又は国外財産に関する情報の提供の要請をした場合（当該要請が前条の規定により更正決定等をすることができないこととなる日の六月前の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした旨のイの納税者への通知が当該要請をした日から三月以内にされた場合に限る。）において、その国税に係る課税標準等又は税額等に関し、当該相手国等から提供があつた情報に照らし非違があると認められること。

第七十一条第二項中「（定義）」を削り、「第六十一条の十一第一項」を「第六十一条の十三第一項」に、「第六十一条の十一第二項」を「第六十一条の十一第二項」に、「第二条第十二号の六の七」を「第二条第十二号の七の二」に、「連結親法人（以下「連結親法人」を「通算法人（以下この項及び第七十四条の二第四項（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）において「通算法人」に、「当該連結親法人に係る同条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人」を「他の通算法人」に改める。

第七十二条第一項中「第七十条第三項」の下に「（国税の更正、決定等の期間制限）」を加え、「賦課決定」を「賦課決定、同条第四項の規定による賦課決定」に、「又は同項第三号」を「、同項第三号」に、「賦課決定に」を「賦課決定又は同項第四号の規定による更正決定等に」に、「これらの規定に規定する更正又は裁決等」を「第七十条第三項若しくは前条第一項第一号若しくは第三号に規定する更正、第七十条第四項に規定する賦課決定、前条第一項第一号に規定する裁決等又は同項第四号に規定する更正決定等」に改める。

第七十四条の二第四項中「連結親法人の各連結事業年度の連結所得」を「通算法人の各事業年度の所得」に、「若しくは連結親法人の」を「又は当該法人税に係る」に、「連結子法人又は当該法人に係る同項第二号ロに掲げる者」を「他の通算法人」に、「連結親法人の納税地」を「当該通算法人の納税地」に改め、「及び当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員」を削る。

第七十四条の十一第一項中「第三十六条第一項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同項第二号に係るものに限る。）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に、「通知等に」を「通知、説明又は交付（以下この項において「通知等」という。）に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

（国税徴収法の一部改正）

第十四条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十九条」を「第百九十条」に改める。

第三十六条第三号中「連結法人」を「通算法人」に改める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

第九十九条の二　公売財産（不動産に限る。以下この条、第百六条の二（調査の嘱託）及び第百八条第五項（公売実施の適正化のための措置）において「公売不動産」という。）の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を財務省令で定めるところにより陳述しなければ、入札等をすることができない。

一　公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号、第百六条の二及び第百八条第五項において「暴力団員等」という。）であること。

二　自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

第百条第六項第一号中「この項、第百六条第一項及び第二項（入札又は競り売りの終了の告知等）、第百八条第一項及び第二項並びに第百十四条（買受申込み等の取消し）において」を削り、同項第五号中「国税」を「国税等」に改める。